

市長等の措置に係る通知書

（福祉部）

2016年3月29日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>（高齢者支援課）</p> <p>施設の管理は適切か</p> <p>使用料が過少に積算されているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。</p>	<p>建築図面から適正な建築面積を把握し、平成28年度の目的外使用料の算定に反映することで、規則に定める適正な使用料額を賦課した。</p>	<p>2016年 4月1日</p>